



特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 28日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

提出者
 住所 茨城県鹿嶋市新浜5番地
 氏名 鹿島共同火力株式会社
 鹿島共同発電所
 取締役発電所長 谷内 孝一

電話番号 0299-82-5111(代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島共同火力株式会社 鹿島共同発電所
事業場の所在地	茨城県鹿嶋市新浜5番地
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	33 電気業
②事業の規模	5,190,070 [MWh] ※2022年度発電電力量
③従業員数	97人 (2023年3月31日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">低濃度PCB</div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">中間処理業者へ委託</div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">焼却処理(無害化)</div> </div>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-1 廃棄物処理に関する管理体制のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(有害)	低濃度PCB	合計
	排出量	140.220t	704.782 t	845.002 t
	(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃酸(有害) : 発電用ボイラーの洗浄に伴って発生するため適正な洗浄方法により発生量を最小限に抑制。 ・ 低濃度PCB : 適正処理。 				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	低濃度PCB	合計	
	排出量	678t	678t	
	(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 低濃度PCB : 処理期限までに処理予定。 				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生工程毎に分別方法及び保管場所を指定し、他の産業廃棄物の混入を防止している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状継続。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（2022年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(有害)	低濃度PCB	合計
全処理委託量	140.220 t	704.782t	845.002t
優良認定処理業者への処理委託量	140.220 t	704.760t	844.980t
再生利用業者への処理委託量	140.220 t	704.782t	845.002t
認定熱回収業者への処理委託量			
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			

(これまでに実施した取組)

- ・委託基準に従って、特別管理産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。
- ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施している。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	低濃度PCB	合計
全処理委託量	678t	678t
優良認定処理業者への処理委託量	678t	678t
再生利用業者への処理委託量	678t	678t
認定熱回収業者への処理委託量		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		

(今後実施する予定の取組)

現状継続

電子情報処理組織の使用に関する事項

【前年度（2022年度）実績】

特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	140.220 t
---------------------------------------	-----------

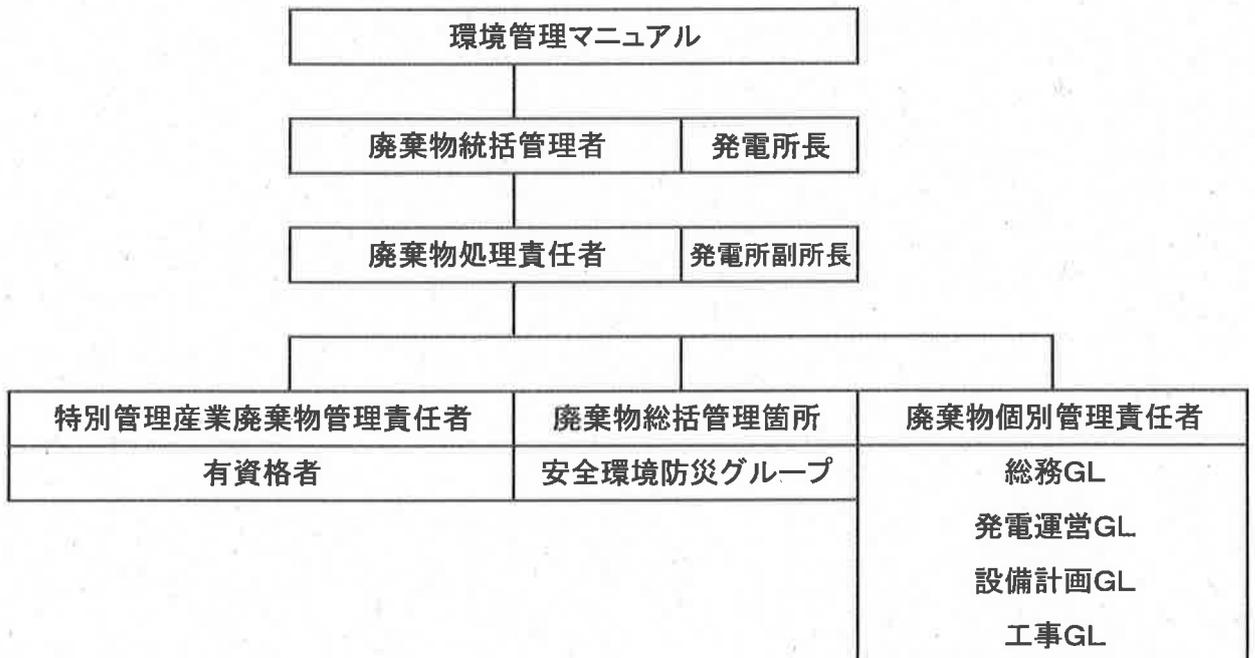
2018年度から電子マニフェスト導入済

※事務処理欄

別紙－１ 廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者		所属：鹿島共同発電所 職・氏名：取締役発電所長 谷内 孝一
廃棄物担当		組織名：安全環境防災グループ 組織人数：6人
役割	廃棄物処理責任者	当所から発生する廃棄物の適正処理に関する責任者として、廃棄物総括管理箇所・廃棄物個別管理責任者・所員・協力会社社員に指導・指示・命令等を行う。
	特別管理産業廃棄物管理責任者	当所から発生する特別管理産業廃棄物の適正処理に関する法定責任者(有資格者)として、特別管理産業廃棄物の処理について指示・命令を行う。
	廃棄物個別管理責任者	各グループが管理する廃棄物について、適正な処理・管理を行う。
	廃棄物総括管理箇所	廃棄物の適正処理に係わる総括管理を行う。

廃棄物管理組織図



※GL:グループリーダー

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。